

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA60-9 r. 4. 0
提出年月日	令和4年9月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.17 監視測定設備【60条】

令和4年9月
北海道電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>比較結果等をとりとまとめた資料</p> <p>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</p> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し(60-6 適合状況説明資料【比較表作成範囲外】) <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「補足説明資料60-6 適合状況説明資料」について、女川2号炉のまとめ資料を確認し、資料を追加した【比較表作成範囲外】。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 以下1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤レイアウトおよびその周辺道路等の配置変更により、可搬型モニタリングポストの設置場所を変更した【比較表 p60-22】 (他の設備については位置の変更は行っていないが、図面を最新化し、記載項目を女川と同等になるよう記載の充実を図った【比較表 p60-23~p60-25】)。 <p>1-3) バックフィット関連事項</p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備または設計方針の相違			
緊急時対策所付近への可搬型気象観測設備の設置	女川原子力発電所2号炉 (同様の運用方法なし)	泊発電所3号炉 重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、プルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。	差異理由 運用方法の相違 ・泊は可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のプルーム通過方向把握用にも設置する。 (以降①の相違と記載する。)
2-2) 設備名称の相違			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由	
モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故対処設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。	
放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置	ダスト・よう素測定装置	設備名称の相違	
可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため並記した。	
代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>第60条 監視測定設備</p> <p>2.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>8.1 放射線管理設備</p> <p>8.1.2 重大事故等時</p> <p>8.1.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.1-2 図から第8.1-5 図に示す。</p> <p>使用済燃料プールに係る重大事故等により、使用済燃料プール上部の空間線量率の変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するために必要な重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>8.1.2.2 設計方針</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p>	<p>第60条 監視測定設備</p> <p>2.17.1 適合方針</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>放射線管理設備（重大事故等時）の保管、設置又は使用場所の概要図を第8.3.3図から第8.3.6図に示す。</p> <p>使用済燃料ピットに係る重大事故等により、使用済燃料ピット区域の空間線量率の変動する可能性のある範囲にわたり測定するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータである原子炉格納容器内の放射線量率を計測又は監視及び記録ができる重大事故等対処設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所可搬型エリアモニタを保管する。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではフィルタベントは特重設備としている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では(1)の項目に対しての方針を改めて記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬式モニタリングポストを使用する。可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、モニタリングステーション及びモニタリングポストが機能喪失した場合の代替手段として、発電所敷地境界付近において、原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、「2.18 緊急時対策所【61条】」に示す緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう緊急時対策所付近において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定できる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポストの指示値は、無線（衛星系回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬式モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。可搬式モニタリングポストの電源は、充電機を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用） <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所を経由して給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車（緊急時対策所用）（2.18 緊急時対策所【61条】） <p>電源車（緊急時対策所用）については、「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p>	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定できるように適切な位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト 	<p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所山側及び海側や緊急時対策所付近（緊急時対策所用と兼用）を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p style="text-align: right;">60(1) 再掲載</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録に必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、充電機を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト 	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替配置とは別に設置する可搬型のモニタリングポストについては、技術的能力に合わせ次段落にて記載した。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な設置箇所・数は各プラントの地形等による相違 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川では「適切な位置」としているが、泊では具体的な表現となっている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		<p>b. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所山側及び海側や緊急時対策所付近（緊急時対策所用と兼用）を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。 60-1</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電機を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト 	<p>記載方針等の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替配置とは別に設置する可搬型のモニタリングポストについては、技術的能力に合わせ本段落にて記載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として可搬型放射線計測装置を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、移動式放射能測定装置（モニタ車）の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 	<p>b. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ） 	<p>c. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ及びダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置を使用する。</p> <p>放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p> <p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ） 	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では後段にて「放射能測定装置」の内訳を記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では代替する機能を限定した表現としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）（3号及び4号炉共用） 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用） 小型船舶（3号及び4号炉共用） <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>c. 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するための重大事故等対処設備として、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ） 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>d. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を使用する設計とする。</p> <p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ） 電離箱サーベイメータ 小型船舶 <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の位置づけを記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬式気象観測装置を使用する。</p> <p>可搬式気象観測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置の指示値は、無線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬式気象観測装置の電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用） 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>a. 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、代替気象観測設備を使用する。</p> <p>代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替気象観測設備 	<p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備</p> <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <p>a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 <p>b. 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、重大事故等が発生した場合に、プルームの通過方向を確認するために、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、プルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型気象観測設備 	<p>記載方針の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊の配備数については「容量」において記載している。</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設代替交流電源設備（10.2 代替電源設備） <p>非常用交流電源設備については、「10.1 非常用電源設備」に記載する。</p> <p>常設代替交流電源設備については、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p> <p>(4) 使用済燃料プールの状態監視に用いる設備</p> <p>重大事故等時の使用済燃料プール上部の空間線量率を測定するための使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）については、「4.3 使用済燃料プールの冷却等のための設備」に記載する。</p>	<p>(3)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】） <p>代替非常用発電機については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。60-(2)再掲</p> <p>(4) 使用済燃料ピットの状態監視に用いる設備</p> <p>a. 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の測定</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、使用済燃料ピット区域の空間線量率について、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付を想定する複数の設置場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ（2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】） <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタについては、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」に記載する。60-(3)再掲</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊はモニタリングポストが設計基準事故対処設備であることを明記している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、本項は代替交流電源設備の項であることから、ディーゼル発電機の記載箇所は記載していない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は当該設備の記載場所を示すのみとしているが、泊は適合方針を記載している。なお、泊についても、詳細は他条文で記載することを後に記載している（再掲した）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 重大事故等時の原子炉格納容器内の放射線量率を測定するための格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 及び格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) については、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(6) 原子炉格納容器フィルタベント系等の状態監視に用いる設備 原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における放射性物質濃度を測定するためのフィルタ装置出口放射線モニタについては、「9.5 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備」に記載する。重大事故等時の耐圧強化ベント系の放射線量率を測定するための耐圧強化ベント系放射線モニタについては、「6.4 計装設備（重大事故等対処設備）」に記載する。</p> <p>(7) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための加圧判断ができるよう、放射線量を監視、測定するための緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「10.9 緊急時対策所」に記載する。</p>	<p>(5) 原子炉格納容器内の状態監視に用いる設備 a. 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）による原子炉格納容器内の放射線量率の測定 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、原子炉格納容器内の放射線量率を想定される重大事故等に計測又は監視及び記録ができる設計とする。 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）は、ディーゼル発電機に加えて代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。 具体的な設備は以下のとおりとする。 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）(2.15 計装設備【58条】) ・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）(2.15 計装設備【58条】)</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）については、「2.15 計装設備【58条】」に記載する。 60-(4)再掲</p> <p>(6) 緊急時対策所の放射線量の測定に用いる設備 a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の放射線量の測定 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定できる設計とする。 具体的な設備は以下の通りとする。 ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ (2.18 緊急時対策所【61条】)</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタについては、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。 60-(5)再掲</p>	<p>記載方針の相違 ・女川は当該設備の記載場所を示すのみとしているが、泊は適合方針を記載している。なお、泊についても、詳細は他条文で記載することを後に記載している（再掲した）。</p> <p>設計方針の相違 ・泊ではフィルタベント設備は特重設備としている。</p> <p>記載方針の相違 ・女川は当該設備の記載場所を示すのみとしているが、泊は適合方針を記載している。なお、泊についても、詳細は他条文で記載することを後に記載している（再掲した）。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
		代替非常用発電機については、「2.14 電源設備【57条】」に記載する。 60-(2)	記載箇所の相違 ・移動して比較している。
		使用済燃料ピット可搬型エアモニタについては、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】」に記載する。 60-(3)	記載箇所の相違 ・移動して比較している。
		格納容器内高レンジエアモニタ（低レンジ）及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）については、「2.15 計装設備【58条】」に記載する。 60-(4)	記載箇所の相違 ・移動して比較している。
		緊急時対策所可搬型エアモニタについては、「2.18 緊急時対策所【61条】」に記載する。 60-(5)	記載箇所の相違 ・移動して比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.17.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。電源車（緊急時対策所用）の多様性、位置的分散については「2.18 緊急時対策所【61条】」にて記載する。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び移動式放射能測定装置（モニタ車）と屋外の離れた位置に分散して保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する建屋内に保管することで、同時に機能喪失しない設計とする。</p> <p>2.17.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p>	<p>8.1.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポストと離れた第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、屋外に保管する放射能観測車と離れた緊急時対策建屋内に保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>小型船舶は、予備と分散して第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、屋外の気象観測設備と離れた第2保管エリア及び第4保管エリアに分散して保管することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>8.1.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>2.17.1.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放射能測定装置は、屋外の放射能観測車と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、屋外の気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、設計基準事故対処設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電できる設計とする。電源設備の多様性、位置的分散については「2.14 電源設備【57条】」に記載する。</p> <p>2.17.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p>	<p>運用の相違 ・具体的な配備箇所の相違 記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では、代替する対象との位置的分散を記載しているが、小型船舶については何かを代替するものではないので記載していない。</p> <p>運用の相違 ・具体的な配備箇所の相違 記載方針の相違 ・泊は耐震性を有していることを明記している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では大飯と同様に電源についての多様性の記載をしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬式気象観測装置は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び代替気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>小型船舶は、固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では屋外に保管する小型船舶については固縛をする設計としている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.17.2 容量等 可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備に必要な容量及び数量の考え方については、基本的な設計方針の「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所用として放射線量の測定が可能な個数）、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として6個の合計17個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ）は、移動式放射能測定装置（モニタ車）の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置の測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」等に定める測定上限値を踏まえ設定する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの保有数は、モニタリングポストの機能喪失時の代替としての6台、発電所海側での監視・測定のための2台、緊急時対策所の加圧判断用としての1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p>	<p>2.17.2 容量等 可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備に必要な容量及び数量の考え方については、基本的な設計方針の「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位における放射線量の測定が可能な個数として12個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計13個を保管する設計とする。</p> <p>放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各3個を保管する設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違 ・2.17.1 適合方針にて同等の記載を行っているため、ここでは記載していない。</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊では必要数の考え方を示している。</p> <p>設計の相違 ・具体的な必要数の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊では放射線量の測定を行う電離箱は段落を変えて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>可搬型放射線計測装置（ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で各1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として各1個の合計各2個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として3号炉及び4号炉共用で2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として3号炉及び4号炉共用で1台、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1台の合計2台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>可搬式気象観測装置は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る個数として3号炉及び4号炉共用で1個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1個の合計2個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 詳細仕様については、表2.17-1に示す。</p>	<p>可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータの保有数は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の保有数は、放射能観測車の代替並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として2台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。 60-(7) 再掲載</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な設備及び要員を積載し得る十分な艇数として1艇と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇を保管する。</p> <p>代替気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目を測定できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の保有数は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る十分な台数として1台と故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台を保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、電離箱サーベイメータ及び代替気象観測設備の電源は、蓄電池又は乾電池を使用し、予備品と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。</p>	<p>放射能測定装置（α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各2個を保管する設計とする。</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として1台使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。 60-(6) 再掲載</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合及び発電用原子炉施設から放出されるブルームの通過方向を確認する場合に、風向、風速その他の気象条件の測定を行うために必要な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 詳細仕様については、第8.3.2表及び第8.3.3表に示す。 60-(8)</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違 ・泊は電離箱のみ本段落で記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・緊急時対策所のブルーム通過方向把握用として緊急時対策所付近に設置する可搬型気象観測設備の目的を記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・代替すべき機能を具体的に記載している。</p> <p>記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.17.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型モニタリングポストの操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、緊急時対策建屋内に保管し、及び屋内又は屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。可搬型放射線計測装置の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管し、並びに屋外で使用し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。また、小型船舶は、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。小型船舶の操作は、重大事故等時において使用場所で可能な設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、第2保管エリア及び第4保管エリアに保管し、並びに屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。代替気象観測設備の操作は、重大事故等時において設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>2.17.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、緊急時対策所内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 60-(9)</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、緊急時対策所内に保管し、屋外で使用するため、重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。人が携行して測定が可能な設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外で保管及び使用するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。操作は使用場所で可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、緊急時対策所内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 60-(9) 再掲載</p>	<p>記載方針の相違 ・泊では可搬型モニタリングポストと可搬型気象観測設備の保管位置が同一であるため、同じ段落で記載している。</p> <p>運用の相違 ・具体的な保管場所の相違</p> <p>運用の相違 ・使用場所の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊では携行性に記載している。</p> <p>運用の相違 ・具体的な保管場所の相違</p> <p>記載方針の相違 ・泊では可搬型モニタリングポストと可搬型気象観測設備の保管位置が同一であるため、同じ段落で記載している。</p> <p>運用の相違 ・具体的な保管場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>2.17.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性について」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、電離箱サーベイメータ及び可搬式気象観測装置は、人力による運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により運搬、移動ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができるとともに、設置場所において、固縛等の転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、測定器と蓄電池を簡便な接続方式により確実に接続できるとともに、設置場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、屋内及び屋外のアクセスルートを通行し、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、使用場所において、操作スイッチにより操作ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、屋外のアクセスルートを通行し、車両等により運搬することができる設計とする。 小型船舶は、使用場所において、操作スイッチにより起動し、容易に操縦ができる設計とする。</p> <p>8.1.2.3 主要設備及び仕様 放射線管理設備の主要設備及び仕様を第8.1-2表に示す。</p>	<p>2.17.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>(1) 操作性の確保 可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。 60-(10) 再掲載</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。 60-(11)</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。 60-(10)</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。 60-(11) 再掲載</p> <p>小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により屋外のアクセスルートを通行して、運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>詳細仕様については、第8.3.2表及び第8.3.3表に示す。 60-(8) 再掲</p>	<p>記載方針等の相違 ・泊では切替性に係る記載を記載している。</p> <p>記載位置の相違 ・泊ではまとめて記載している</p> <p>運用の相違 ・泊では屋内のアクセスルートを通行する想定はない。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では設置場所において転倒防止脚を取り付ける運用であるが、ここでは記載していない。</p> <p>記載位置の相違</p> <p>運用の相違 ・泊では屋内のアクセスルートを通行する想定はない。</p> <p>記載位置の相違 ・泊ではまとめて記載している</p> <p>記載方針の相違 ・泊の方が詳細な説明となっている。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では起動の方法について特段記載していないが、容易に操縦が可能である記載はあり、大きな相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(2) 試験・検査</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬式モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、校正用線源による特性の確認ができる設計とする。</p> <p>試料採取に使用する可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ）は、外観点検及び機能・性能確認ができる設計とする。 海上モニタリングに使用する小型船舶は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬式気象観測装置は、特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置は、データ伝送機能確認ができる設計とする。</p>	<p>8.1.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ並びに代替気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。 60-(12)</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラ及び小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認（特性確認）及び外観の確認ができる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置のうちγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ並びに代替気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、模擬入力による機能・性能の確認（特性確認）及び校正ができる設計とする。 60-(12) 再掲載</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬式モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>試料採取に使用する放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ）は、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。 海上モニタリングに使用する小型船舶は、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬式気象観測設備は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備は、データ伝送機能確認ができる設計とする。</p>	<p>記載方針の相違 ・泊では、「2.17.4 操作性及び試験・検査性について」の冒頭でまとめて記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では可搬型気象観測設備については段落を変えて記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・43条適合方針により、計測制御設備のうち放射線計測器について模擬入力として校正用線源を使用した機能性能試験を実施することを記載した。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では放射能測定装置と小型船舶は文を分けて記載しているが、女川は一文で記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では可搬型気象観測設備については段落を変えて記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊ではデータ伝送機能の確認について記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																								
<p>表 2.17-1 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>NaI (Tl) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>B.G.~100mGy/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>11 (予備6)</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>無線 (衛星系回線)</td></tr> </table> <p>(2) 可搬型放射線計測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>a. 可搬式ダストサンブラ</p> <table border="1"> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>b. NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>NaI (Tl) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>B.G.~30 μ Gy/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>c. 汚染サーベイメータ</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>プラスチックシンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~300kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>d. ZnS シンチレーションサーベイメータ</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~99.9kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>e. β線サーベイメータ</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>プラスチックシンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~300kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>(3) 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>電離箱式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>1.0 μ Sv/h~300mSv/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>(4) 小型船舶（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr><td>台数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>(5) 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用）</p> <table border="1"> <tr><td>観測項目</td><td>風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>無線</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">60-(13)再掲</p>	種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器	計測範囲	B.G.~100mGy/h	個数	11 (予備6)	伝送方法	無線 (衛星系回線)	個数	2 (予備1)	種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器	計測範囲	B.G.~30 μ Gy/h	個数	2 (予備1)	種類	プラスチックシンチレーション式検出器	計測範囲	0~300kmin ⁻¹	個数	2 (予備1)	種類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	計測範囲	0~99.9kmin ⁻¹	個数	1 (予備1)	種類	プラスチックシンチレーション式検出器	計測範囲	0~300kmin ⁻¹	個数	1 (予備1)	種類	電離箱式検出器	計測範囲	1.0 μ Sv/h~300mSv/h	個数	2 (予備1)	台数	1 (予備1)	観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	個数	1 (予備1)	伝送方法	無線	<p>第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様</p> <p>(1) 環境モニタリング設備</p> <p>a. 移動式モニタリング設備</p> <p>(a) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） <table border="1"> <tr><td>種類</td><td>NaI (Tl) シンチレーション式検出器 半導体式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~10⁹ nGy/h</td></tr> <tr><td>台数</td><td>9 (予備2)</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>衛星系回線</td></tr> </table>	種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器 半導体式検出器	計測範囲	0~10 ⁹ nGy/h	台数	9 (予備2)	伝送方法	衛星系回線	<p>第8.3.2表 放射線管理設備（重大事故等時）（常設）の主要仕様</p> <p>(1) 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） 計装設備（重大事故等対処設備） <table border="1"> <tr><td>個数</td><td>2</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>10²~10⁷ μ Sv/h</td></tr> </table> <p>(2) 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） 計装設備（重大事故等対処設備） <table border="1"> <tr><td>個数</td><td>2</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>10³~10⁸ mSv/h</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">60-(12)</p> <p>第8.3.3表 放射線管理設備（重大事故等時）（可搬型）の主要仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（重大事故等時） 緊急時対策所（重大事故等時） <table border="1"> <tr><td>個数</td><td>12 (予備1)</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>10nGy/h~100mGy/h</td></tr> <tr><td>検出器</td><td>NaI (Tl) シンチレーション検出器及び半導体検出器</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>衛星電話回線</td></tr> </table>	個数	2	計測範囲	10 ² ~10 ⁷ μ Sv/h	個数	2	計測範囲	10 ³ ~10 ⁸ mSv/h	個数	12 (予備1)	計測範囲	10nGy/h~100mGy/h	検出器	NaI (Tl) シンチレーション検出器及び半導体検出器	伝送方法	衛星電話回線	<p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、放射線管理設備以外で兼用する設備を記載しているが、泊は放射線管理設備も含めて兼用する設備を記載している。（以降、「兼用の記載方針の相違」と記載。） 行のずれの相違 （本表の比較においては同様の差異が多く見られるが、識別すると可読性が低下するので以降同様の差異は識別しない。） <p>個数の相違</p> <p>仕様の相違</p>
種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器																																																																										
計測範囲	B.G.~100mGy/h																																																																										
個数	11 (予備6)																																																																										
伝送方法	無線 (衛星系回線)																																																																										
個数	2 (予備1)																																																																										
種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器																																																																										
計測範囲	B.G.~30 μ Gy/h																																																																										
個数	2 (予備1)																																																																										
種類	プラスチックシンチレーション式検出器																																																																										
計測範囲	0~300kmin ⁻¹																																																																										
個数	2 (予備1)																																																																										
種類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器																																																																										
計測範囲	0~99.9kmin ⁻¹																																																																										
個数	1 (予備1)																																																																										
種類	プラスチックシンチレーション式検出器																																																																										
計測範囲	0~300kmin ⁻¹																																																																										
個数	1 (予備1)																																																																										
種類	電離箱式検出器																																																																										
計測範囲	1.0 μ Sv/h~300mSv/h																																																																										
個数	2 (予備1)																																																																										
台数	1 (予備1)																																																																										
観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量																																																																										
個数	1 (予備1)																																																																										
伝送方法	無線																																																																										
種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器 半導体式検出器																																																																										
計測範囲	0~10 ⁹ nGy/h																																																																										
台数	9 (予備2)																																																																										
伝送方法	衛星系回線																																																																										
個数	2																																																																										
計測範囲	10 ² ~10 ⁷ μ Sv/h																																																																										
個数	2																																																																										
計測範囲	10 ³ ~10 ⁸ mSv/h																																																																										
個数	12 (予備1)																																																																										
計測範囲	10nGy/h~100mGy/h																																																																										
検出器	NaI (Tl) シンチレーション検出器及び半導体検出器																																																																										
伝送方法	衛星電話回線																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(b) 可搬型放射線計測装置</p> <p>(b-1) 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台数 2(予備1)</p> <p>(b-2) γ線サーベイメータ 種類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 計測範囲 0~30k s⁻¹ 台数 2(予備1)</p> <p>(b-3) β線サーベイメータ 種類 GM管式検出器 計測範囲 0~100k min⁻¹ 台数 2(予備1)</p> <p>(b-4) α線サーベイメータ 種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 計測範囲 0~100k min⁻¹ 台数 1(予備1)</p> <p>(b-5) 電離箱サーベイメータ 種類 電離箱式検出器 計測範囲 0.001 mSv/h~1000 mSv/h 台数 2(予備1)</p> <p>b. 小型船舶 艇数 1(予備1)</p> <p>c. 代替気象観測設備</p> <p>観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 降水量</p> <p>台数 1(予備1) 伝送方法 衛星系回線</p>	<p>(2) 放射能測定装置</p> <p>a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台数 2(予備1)</p> <p>b. NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ 台数 2(予備1) 計測範囲 B.G. ~30 μGy/h 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器</p> <p>c. GM汚染サーベイメータ 台数 2(予備1) 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 検出器 GM管検出器</p> <p>d. α線シンチレーションサーベイメータ 台数 1(予備1) 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 検出器 ZnS(Ag)シンチレーション検出器</p> <p>e. β線サーベイメータ 台数 1(予備1) 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 検出器 プラスチックシンチレーション検出器</p> <p>(3) 電離箱サーベイメータ 台数 2(予備1) 計測範囲 1.0 μSv/h~300mSv/h 検出器 電離箱検出器</p> <p>(4) 小型船舶 台数 1(予備1)</p> <p>(5) 可搬型気象観測設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備(重大事故等時) ・緊急時対策所(重大事故等時)</p> <p>観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量, 雨量</p> <p>台数 2(予備1) 伝送方法 衛星電話回線</p>	<p>設備名称の相違 ・泊ではβ線測定のための放射能測定装置としてGM汚染サーベイメータとβ線サーベイメータを配備している。</p> <p>仕様の相違</p> <p>兼用の記載方針の相違</p> <p>①の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

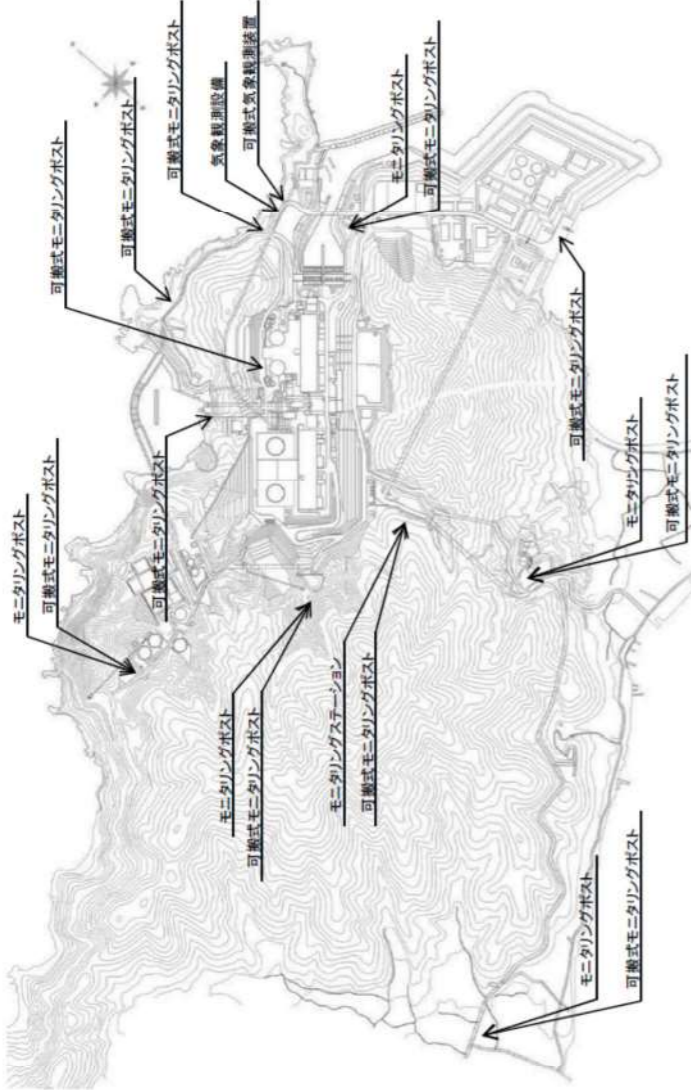
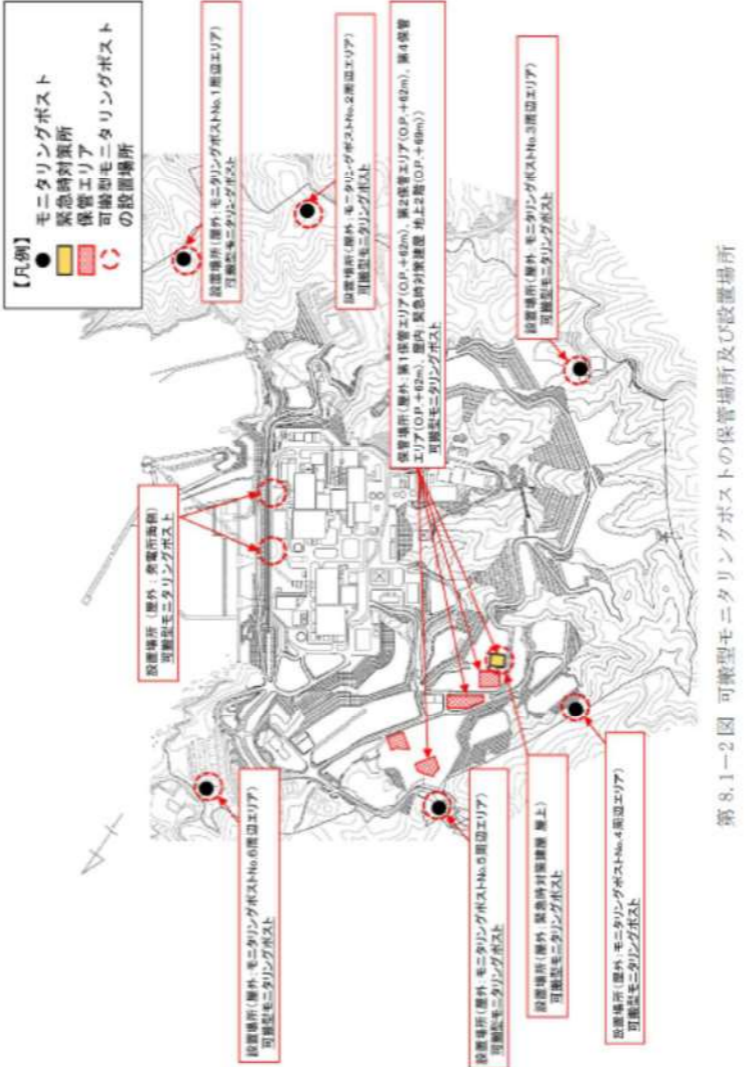
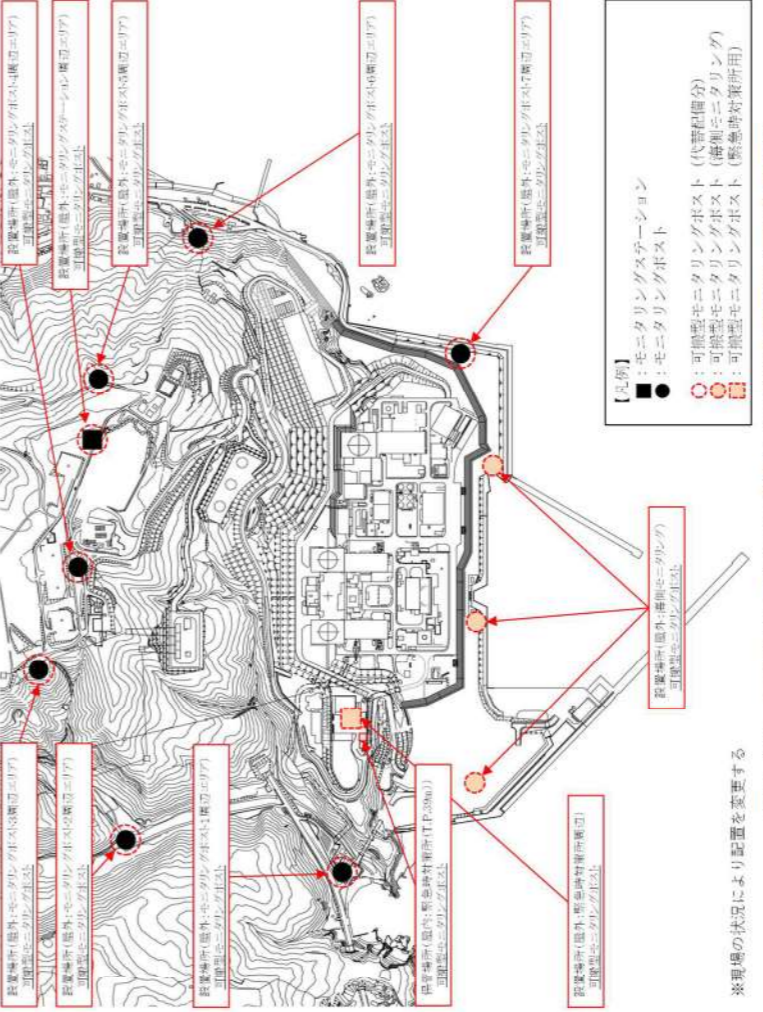
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) プロセス放射線モニタリング設備</p> <p>a. 格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） <p>個数 2 計測範囲 10^{-2} Sv/h$\sim$$10^5$ Sv/h</p> <p>b. 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉プラント・プロセス計装 計装設備（重大事故等対処設備） 放射線管理設備（通常運転時等） <p>個数 2 計測範囲 10^{-2} Sv/h$\sim$$10^5$ Sv/h</p> <p>c. フィルタ装置出口放射線モニタ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 <p>個数 2 計測範囲 10^{-2} mSv/h$\sim$$10^5$ mSv/h</p> <p>d. 耐圧強化ベント系放射線モニタ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計装設備（重大事故等対処設備） <p>個数 2 計測範囲 10^{-2} mSv/h$\sim$$10^5$ mSv/h</p> <p>(3) エリア放射線モニタリング設備</p> <p>a. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量，低線量）</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プールの冷却等のための設備 計装設備（重大事故等対処設備） <p>高線量 個数 1 計測範囲 10^1 mSv/h$\sim$$10^8$ mSv/h</p> <p>低線量 個数 1 計測範囲 10^{-2} mSv/h$\sim$$10^5$ mSv/h</p>	<p>(1) 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） 計装設備（重大事故等対処設備） <p>個数 2 計測範囲 $10^2\sim 10^7$ μ Sv/h</p> <p>(2) 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（通常運転時等） 放射線管理設備（重大事故等時） 計装設備（重大事故等対処設備） <p>個数 2 計測範囲 $10^3\sim 10^8$ mSv/h</p> <p>60-(12) 再掲</p> <p>(6) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ</p> <p>兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 放射線管理設備（重大事故等時） <p>個数 1（予備1） 計測範囲 10nSv/h\sim1,000mSv/h 検出器 半導体検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器</p>	<p>型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 型式の相違により設備は異なるが、参考として並記した。 <p>型式の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊ではフィルタベントは特重設備として いる。 <p>兼用の記載方針の相違</p> <p>仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

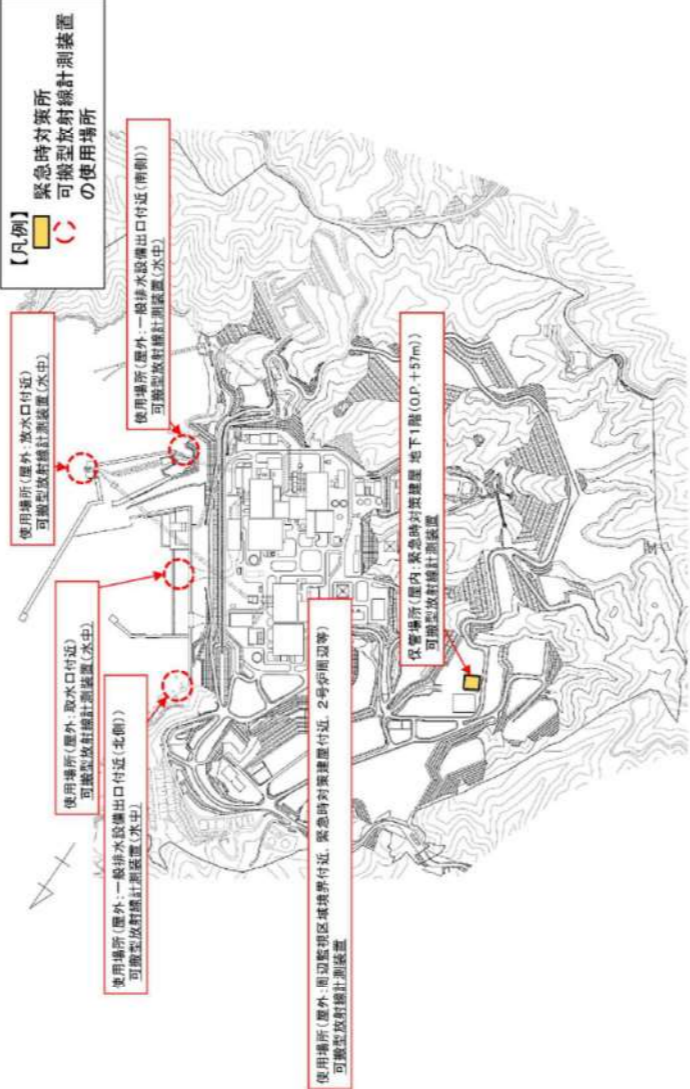
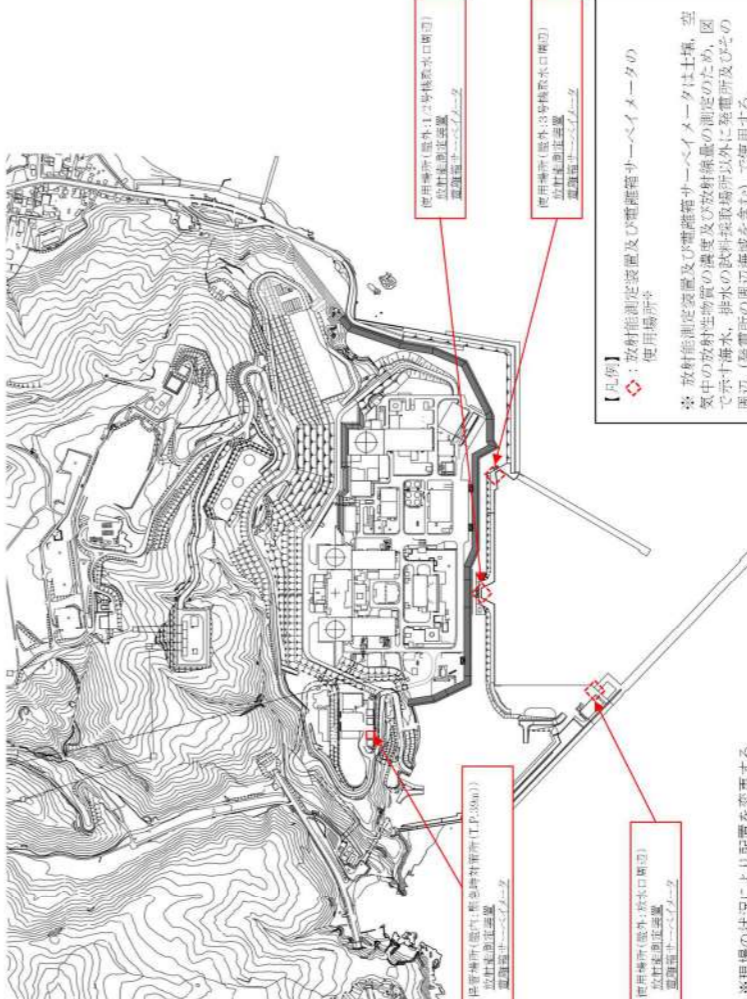
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>b. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所（重大事故等時） 種類 半導体式検出器 <p>計測範囲 0.01 μ Sv/h～999.9mSv/h 台数 1（予備1）</p>	<p>(7) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理設備（重大事故等時） 緊急時対策所（重大事故等時） 個数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） <p>計測範囲 0.000～99.99mSv/h 検出器 半導体検出器</p>	<p>兼用の記載方針の相違</p> <p>建屋構造の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策所が指揮所と待機所に分かれているため、配備数に差がある。 <p>仕様の相違</p>

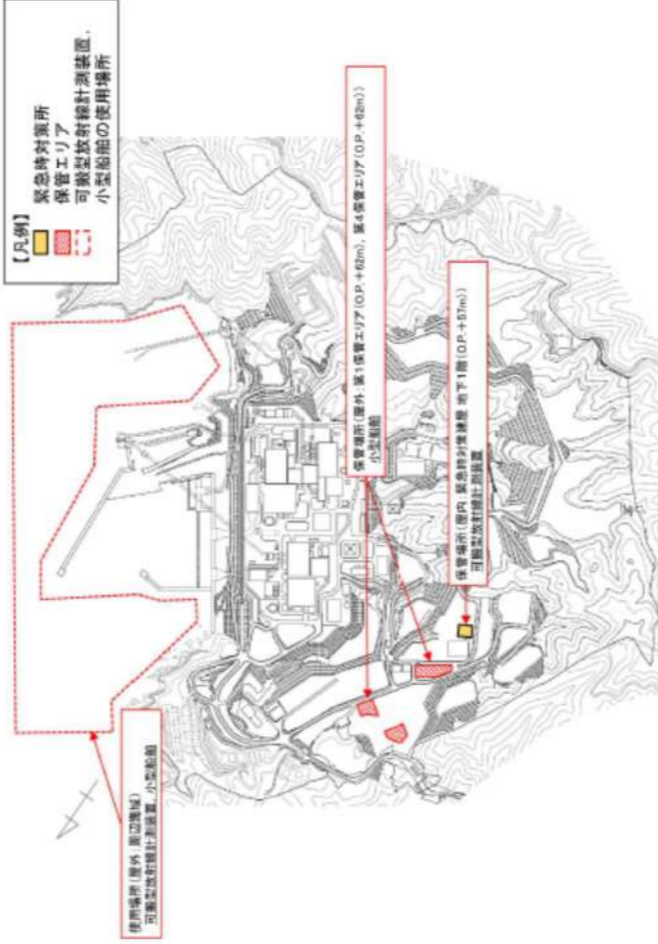
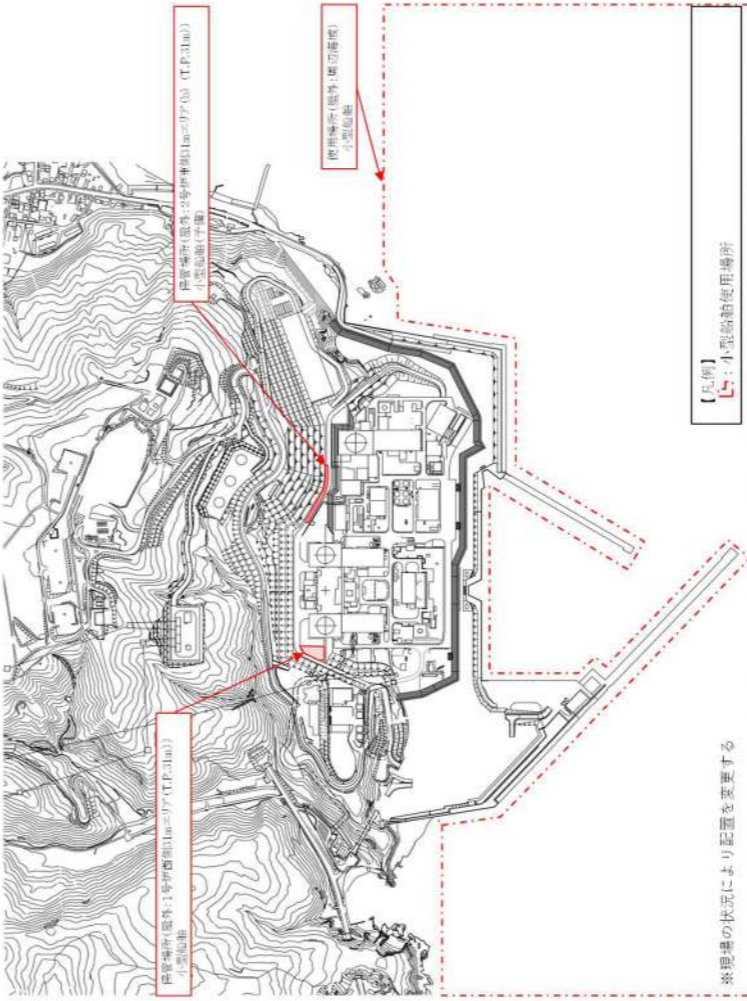
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
 <p>第60-1図 監視測定設備配備概要図</p>	 <p>第8.1-2図 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所</p>	 <p>第8.3.3 可搬型モニタリングポストの保管場所及び設置場所図</p>	<p>地形等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

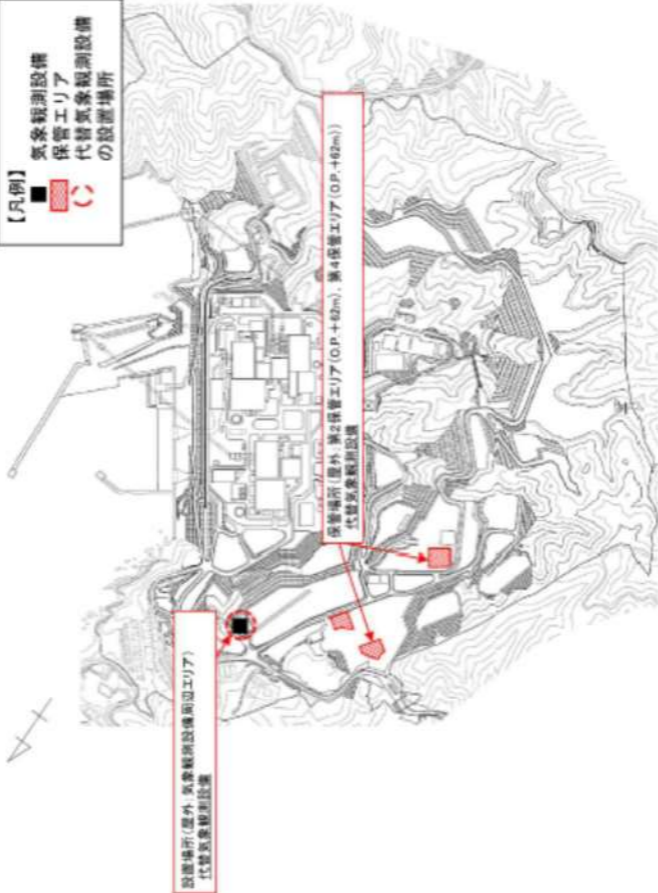

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p style="text-align: center;">第8.1-3図 可搬型放射線計測装置の保管場所及び使用場所</p>	 <p style="text-align: center;">第8.3.4図 放射線測定装置及び電離箱サーベイメータの保管場所及び設置場所図</p>	<p>地形等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第8.1-4図 小型船舶の保管場所及び使用場所</p>	 <p>第8.3.5図 小型船舶の保管場所及び設置場所図</p>	<p>地形等の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	 <p>第8.1-5 図 代替気象観測設備の保管場所及び設置場所</p>	 <p>図8.3.6 可搬型気象観測設備の保管場所及び設置場所図</p> <p>※現場の状況により配置を変更する</p>	<p>地形等の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																
<p style="text-align: center;">表 2.17-1 可搬型重大事故等対処設備仕様</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポスト（3号及び4号炉共用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>NaI (Tl) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>B.G.~100mGy/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>11 (予備6)</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>無線 (衛星系回線)</td></tr> </table> <p>(2) 可搬型放射線計測装置（3号及び4号炉共用）</p> <p>a. 可搬式ダストサンブラ</p> <table border="0"> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>b. NaI シンチレーションサーベイメータ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>NaI (Tl) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>B.G.~30 μ Gy/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>c. 汚染サーベイメータ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>プラスチックシンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~300kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>d. ZnS シンチレーションサーベイメータ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~99.9kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>e. β 線サーベイメータ</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>プラスチックシンチレーション式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>0~300kmin⁻¹</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>(3) 電離箱サーベイメータ（3号及び4号炉共用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td>電離箱式検出器</td></tr> <tr><td>計測範囲</td><td>1.0 μ Sv/h~300mSv/h</td></tr> <tr><td>個数</td><td>2 (予備1)</td></tr> </table> <p>(4) 小型船舶（3号及び4号炉共用）</p> <table border="0"> <tr><td>台数</td><td>1 (予備1)</td></tr> </table> <p>(5) 可搬式気象観測装置（3号及び4号炉共用）</p> <table border="0"> <tr><td>観測項目</td><td>風向、風速、日射量、放射収支量、雨量</td></tr> <tr><td>個数</td><td>1 (予備1)</td></tr> <tr><td>伝送方法</td><td>無線</td></tr> </table> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">60-(13)</div>	種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器	計測範囲	B.G.~100mGy/h	個数	11 (予備6)	伝送方法	無線 (衛星系回線)	個数	2 (予備1)	種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器	計測範囲	B.G.~30 μ Gy/h	個数	2 (予備1)	種類	プラスチックシンチレーション式検出器	計測範囲	0~300kmin ⁻¹	個数	2 (予備1)	種類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器	計測範囲	0~99.9kmin ⁻¹	個数	1 (予備1)	種類	プラスチックシンチレーション式検出器	計測範囲	0~300kmin ⁻¹	個数	1 (予備1)	種類	電離箱式検出器	計測範囲	1.0 μ Sv/h~300mSv/h	個数	2 (予備1)	台数	1 (予備1)	観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量	個数	1 (予備1)	伝送方法	無線			
種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器																																																		
計測範囲	B.G.~100mGy/h																																																		
個数	11 (予備6)																																																		
伝送方法	無線 (衛星系回線)																																																		
個数	2 (予備1)																																																		
種類	NaI (Tl) シンチレーション式検出器																																																		
計測範囲	B.G.~30 μ Gy/h																																																		
個数	2 (予備1)																																																		
種類	プラスチックシンチレーション式検出器																																																		
計測範囲	0~300kmin ⁻¹																																																		
個数	2 (予備1)																																																		
種類	ZnS (Ag) シンチレーション式検出器																																																		
計測範囲	0~99.9kmin ⁻¹																																																		
個数	1 (予備1)																																																		
種類	プラスチックシンチレーション式検出器																																																		
計測範囲	0~300kmin ⁻¹																																																		
個数	1 (予備1)																																																		
種類	電離箱式検出器																																																		
計測範囲	1.0 μ Sv/h~300mSv/h																																																		
個数	2 (予備1)																																																		
台数	1 (予備1)																																																		
観測項目	風向、風速、日射量、放射収支量、雨量																																																		
個数	1 (予備1)																																																		
伝送方法	無線																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
<p>(大飯発電所3/4号炉では添付資料は作成していない)</p>	<p>3.17 監視測定設備【60条】 < 添付資料 目次 ></p> <p>3.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 a), b)） (2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項） (3) モニタリングポストの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)） (4) 自主対策設備</p> <p>3.17.2 重大事故等対処設備 3.17.2.1 監視測定設備 3.17.2.1.1 設備概要 3.17.2.1.2 主要設備の仕様 (1) 可搬型モニタリングポスト (2) 可搬型放射線計測装置 (3) 小型船舶 (4) 代替気象観測設備</p> <p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 3.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.17 監視測定設備【60条】 < 添付資料 目次 ></p> <p>2.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針 (1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 a), b)） (2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項） (3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)） (4) 多様性拡張設備の整備</p> <p>2.17.2 重大事故等対処設備 2.17.2.1 監視測定設備 2.17.2.1.1 設備概要 2.17.2.1.2 主要設備の仕様 (1) 可搬型モニタリングポスト (2) 放射能測定装置 (3) 電離箱サーベイメータ (4) 小型船舶 (5) 可搬型気象観測設備</p> <p>2.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針 2.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針 (1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号） (2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号） (3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.17.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針 (1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>(以降、章番号3.17と2.17の相違は識別省略する。)</p>

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】 （監視測定設備）</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>2.17 監視測定設備【60条】</p> <p>【設置許可基準規則】 （監視測定設備）</p> <p>第六十条 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) モニタリング設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できるものであること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>c) 常設モニタリング設備は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	<p>差異なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として、可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を設ける。 重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として、代替気象観測設備を設ける。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項a), b))</p> <p>(i) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを設ける。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポストを代替し得る十分な台数を保管する。</p>	<p>2.17.1 設置許可基準規則第60条への適合方針 重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。 重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を保管する。</p> <p>(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項a), b))</p> <p>a. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、可搬型モニタリングポストを使用する。 可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所敷地境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数を保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型モニタリングポストの電源は、充電池を使用する設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替配置とは別に設置する可搬型のモニタリングポストについては、技術的能力に合わせ次段落にて記載した。（伊方と同様） <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では可搬型モニタリングポストについての記載をa.、b.に分けているため、共通的な事項をそれぞれで記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>また、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>さらに、可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とし、緊急時対策所の加圧判断として使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(ii) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（空気中の放射性物質の濃度の代替測定）として、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な台数を保管する。</p>	<p>b. 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等対処設備（放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電用原子炉施設から放射性物質が放出される場合の放射線量を監視するために、可搬型モニタリングポストを使用する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所山側及び海側や緊急時対策所付近（緊急時対策所用と兼用）を含む原子炉格納施設を囲む12箇所において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>c. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>放射能観測車のダスト・よう素サンプラ及びダスト・よう素測定装置が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（放射性物質の濃度の測定）として、放射能測定装置を使用する。</p> <p>放射能測定装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、放射能観測車の測定機能を代替し得る十分な個数を保管する。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では可搬型モニタリングポストについての記載をa.、b.に分けているため、共通的な事項をそれぞれで記載している。 <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な設置箇所・数は各プラントの地形等による相違 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では海側と合わせて緊急時対策所付近についても記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では後段にて「放射能測定装置」の内訳を記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では後段にて「放射能測定装置」の内訳を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p> <p>(iii) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度、可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度、可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定及び海上モニタリング</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を設ける。</p> <p>可搬型放射線計測装置は、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、発電所の周辺海域においては、小型船舶を用いる設計とする。</p> <p>可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とし、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）の電源は、乾電池を使用する設計とする。</p> <p>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ） <p>d. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）として、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を測定するために、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を使用する。</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とし、周辺海域においては、小型船舶を使用する設計とする。</p> <p>放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用する設計とする。放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β 	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では前段で「放射能測定装置」の内訳を記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は章タイトルにて空気中、水中、土壌中の試料測定を行うことを示しているが、泊も最初の段落内で示している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では後段にて「放射能測定装置」の内訳を記載している。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川では前段で「放射能測定装置」の内訳を記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>「(1) 放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備」は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>(i) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、代替気象観測設備を設ける。</p> <p>代替気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とし、気象観測設備を代替し得る十分な台数を保管する。</p> <p>代替気象観測設備の指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用する設計とする。</p>	<p>線サーベイメータ) ・電離箱サーベイメータ ・小型船舶</p> <p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p> <p>(2) 風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備（設置許可基準規則の第2項）</p> <p>a. 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。</p> <p>また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、充電電池を使用する設計とする。</p> <p>b. 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）として、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するために、可搬型気象観測設備を設ける。</p> <p>可搬型気象観測設備は、重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備の指示値は、無線（衛星回線）により伝送し、緊急時対策所で監視できる設計とする。可搬型気象観測設備で測定した風向、風速その他の気象条件は、原則、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失わ</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違 ・泊の配備数については「容量」において記載している。</p> <p>設計等の相違 ・①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(3) モニタリングポストの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)）</p> <p>モニタリングポストの電源は、非常用交流電源設備に接続しており、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合は、代替交流電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>なお、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 自主対策設備</p> <p>自主対策設備（放射線量の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を測定するため、モニタリングポストを設ける。</p> <p>モニタリングポストは、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）として、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）を測定するために、放射能観測車、Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置を設ける。</p> <p>放射能観測車、Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所及びその周辺（発電所の</p>	<p>れない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の電源は、充電池を使用する設計とする。</p> <p>(3) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替交流電源設備（設置許可基準規則の第1項及び設置許可基準規則解釈の第1項 c)）</p> <p>設計基準事故対処設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>(4) 多様性拡張設備の整備 60条添付(1)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための多様性拡張設備として、以下を整備する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための多様性拡張設備として、以下を整備する。</p> <p>(4) 多様性拡張設備の整備 60条添付(1) 再掲</p> <p>多様性拡張設備として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを位置づける。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、耐震性を有していないが、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は、放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>多様性拡張設備として、放射能観測車を位置づける。</p> <p>放射能観測車は、耐震性を有していないが、日常的に発電所及びその周辺において放射性物質の濃度測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は、放射性物質の濃度測定手段として有効である。</p> <p>多様性拡張設備として、Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置を位置づける。</p> <p>Ge半導体測定装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数</p>	<p>差異理由</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊はモニタリングポストが設計基準事故対処設備であることを明記している。 <p>記載箇所の相違</p> <p>名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現が異なるため本項目は文字単位での比較は困難だが、同程度の設備を多様性拡張設備（自主対策設備）として整備している。 ・放射線量の測定 ・放射性物質の濃度の測定

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>周辺海域を含む。)において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空气中、水中、土壌中)を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように測定値を表示する設計とする。</p> <p>Ge半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式放射能測定装置、ガスフロー測定装置を使用する場合は、必要に応じて試料の前処理を行い、測定する。</p> <p>自主対策設備(風向、風速その他の気象条件の測定)として、気象観測設備を設ける。</p> <p>気象観測設備は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計とする。</p> <p>自主対策設備(モニタリングポストの電源)として、モニタリングポスト専用の無停電電源装置を設ける。</p> <p>モニタリングポスト専用の無停電電源装置は、重大事故等時に機能喪失していない場合は、モニタリングポストに約8時間給電できる設計とする。</p>	<p>装置の設備は、耐震性を有しておらず、また、同様な機能を有する重大事故等対処設備と比較し測定終了までに時間を要するが、放射性物質の濃度測定手段として有効である。</p> <p>多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、Ge半導体測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>多様性拡張設備として、気象観測設備を位置づける。</p> <p>気象観測設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、風向、風速その他の気象条件の測定手段として有効である。</p> <p>多様性拡張設備として、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を位置づける。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源が喪失した場合にモニタリングポスト又はモニタリングステーションの機能維持に有効である。</p>	<p>・気象観測</p> <p>・モニタリングポスト・モニタリングステーションの電源</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.17.2 重大事故等対処設備 3.17.2.1 監視測定設備 3.17.2.1.1 設備概要</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>放射性物質の濃度及び放射線量の測定に用いる設備は、可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置及び小型船舶を使用する。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、重大事故等が発生した場合に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することを目的として設置するものである。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に用いる設備は、代替気象観測設備を使用する。</p> <p>モニタリングポストの代替交流電源設備は、非常用交流電源設備からの給電が喪失した場合において、モニタリングポストに給電できることを目的として設置するものである。</p> <p>モニタリングポストの代替交流電源設備は、常設代替交流電源設備を使用する。</p> <p>ただし、モニタリングポストが地盤の変形及び変位又は地震等により機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストによりモニタリングポストの機能を代替する設計とする。</p> <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第3.17-1表に示す。</p>	<p>2.17.2 重大事故等対処設備 2.17.2.1 監視測定設備 2.17.2.1.1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（放射性物質の濃度及び放射線量の測定）を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト ・放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプリャ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ） ・電離箱サーベイメータ ・小型船舶 <p>重大事故等時に発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備として以下の重大事故等対処設備（風向、風速その他の気象条件の測定）を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型気象観測設備 <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源喪失時においても代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源の喪失が継続し、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が回復しない場合は、可搬型モニタリングポストにより代替測定する手段がある。</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションの機能回復等に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替非常用発電機 ・可搬型モニタリングポスト <p>監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧を第2.17-1表に示す。</p>	<p>記載表現の相違 ・文章で記載するか列挙するかの違い</p> <p>記載表現の相違 ・文章で記載するか列挙するかの違い</p> <p>記載表現の相違 ・双方可搬型モニタリングポストで代替が可能であることを示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																
	<p>可搬型設備である可搬型モニタリングポスト、可搬型放射線計測装置、小型船舶及び代替気象観測設備は、保管場所から運搬し、人が携行して使用又は設置する設備であり、簡易な接続及び操作スイッチにより、確実に操作できるものである。</p> <p>第3.17-1表 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="914 470 1626 961"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備*</td> <td>①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td> <td>データ処理装置【常設】：①、④</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単線結線図を補足説明資料60-2-1に示す。 主要設備のうち、常設代替交流電源設備については「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】	付属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—	流路（伝送路）	データ処理装置【常設】：①、④	注水先	—	電源設備	—	計装設備	—	<p>第2.17-1表 監視測定設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1662 453 2386 1192"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備*</td> <td>①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型ダスト・よう素サンプラ【可搬】 ③NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ④GM汚染サーベイメータ【可搬】 ⑤α線シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ⑥β線サーベイメータ【可搬】 ⑦電離箱サーベイメータ【可搬】 ⑧小型船舶【可搬】 ⑨可搬型気象観測設備【可搬】 ⑩ディーゼル発電機【常設】 ⑪代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水源</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>流路</td> <td>可搬型モニタリングポスト端末：①、⑨</td> </tr> <tr> <td>注水先</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単線結線図を補足説明資料60-4に示す。 主要設備のうち、電源設備については、「2.14 電源設備【57条】」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型ダスト・よう素サンプラ【可搬】 ③NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ④GM汚染サーベイメータ【可搬】 ⑤α線シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ⑥β線サーベイメータ【可搬】 ⑦電離箱サーベイメータ【可搬】 ⑧小型船舶【可搬】 ⑨可搬型気象観測設備【可搬】 ⑩ディーゼル発電機【常設】 ⑪代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	付属設備	—	水源	—	流路	可搬型モニタリングポスト端末：①、⑨	注水先	—	電源設備	—	計装設備	—	<p>記載箇所の相違 ・泊では設備の操作性については後述している。</p>
設備区分	設備名																																		
主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型放射線計測装置【可搬】 ③小型船舶【可搬】 ④代替気象観測設備【可搬】 ⑤常設代替交流電源設備 ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】																																		
付属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む。）	—																																		
流路（伝送路）	データ処理装置【常設】：①、④																																		
注水先	—																																		
電源設備	—																																		
計装設備	—																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備*	①可搬型モニタリングポスト【可搬】 ②可搬型ダスト・よう素サンプラ【可搬】 ③NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ④GM汚染サーベイメータ【可搬】 ⑤α線シンチレーションサーベイメータ【可搬】 ⑥β線サーベイメータ【可搬】 ⑦電離箱サーベイメータ【可搬】 ⑧小型船舶【可搬】 ⑨可搬型気象観測設備【可搬】 ⑩ディーゼル発電機【常設】 ⑪代替非常用発電機【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																																		
付属設備	—																																		
水源	—																																		
流路	可搬型モニタリングポスト端末：①、⑨																																		
注水先	—																																		
電源設備	—																																		
計装設備	—																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器、 半導体検出器 計測範囲：0~10⁹ nGy/h 台数：9(予備2) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：第1保管エリア、第2保管エリア、 第4保管エリア、緊急時対策建屋</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置 a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ 台数：2(予備1) 流量範囲：5~40 L/min 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>b. γ線サーベイメータ 検出器の種類：NaI(Tl)シンチレーション式検出器 計測範囲：0~30k s⁻¹ 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>c. β線サーベイメータ 検出器の種類：GM管検出器 計測範囲：0~100k min⁻¹ 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p>	<p>2.17.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポスト 個数 12(予備1) 計測範囲 10nGy/h~100mGy/h 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器及び半導体検出器 伝送方法 衛星電話回線</p> <p>(2) 放射能測定装置 a. 可搬型ダスト・よう素サンプラ 個数 2(予備1)</p> <p>b. NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ 個数 2(予備1) 計測範囲 B.G.~30μ Gy/h 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器</p> <p>c. GM汚染サーベイメータ 個数 2(予備1) 計測範囲 B.G.~99.9kmin⁻¹ 検出器 GM管検出器</p>	<p>【設備仕様全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は使用場所、保管場所については本項では記載しておらず、「60-2 配置図」で記載している。 ・仕様の記載順の相違については見易さの観点から識別していない。 ・計測範囲の相違については設備設計の相違であるが、いずれも「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計方針であることに相違はない。 <p>配備数の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替すべきモニタリングポストの数が異なるため配備数が異なる。 <p>泊では流量範囲を記載していない。</p> <p>機器名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川で言うβ線サーベイメータは、泊で言うGM汚染サーベイメータ。 「c. 放射性物質の濃度の代替測定」、「d. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」で使用する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>d. α線サーベイメータ 検出器の種類：ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 計測範囲：0~100k min⁻¹ 台数：1(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>e. 電離箱サーベイメータ 検出器の種類：電離箱式検出器 計測範囲：0.001 mSv/h~1000 mSv/h 台数：2(予備1) 使用場所：屋内及び屋外 保管場所：緊急時対策建屋</p> <p>(3) 小型船舶 艇数：1(予備1) 最大積載量：350kg以上 使用場所：屋外 保管場所：第1保管エリア、第4保管エリア</p> <p>(4) 代替気象観測設備 観測項目：風向、風速、日射量、放射収支量、降水量 台数：1(予備1) 伝送方法：衛星系回線 使用場所：屋外 保管場所：第2保管エリア、第4保管エリア</p>	<p>d. α線シンチレーションサーベイメータ 個数 1 (予備1) 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 検出器 ZnS (Ag) シンチレーション検出器</p> <p>e. β線サーベイメータ 個数 1 (予備1) 計測範囲 B.G. ~99.9kmin⁻¹ 検出器 プラスチックシンチレーション検出器</p> <p>(3) 電離箱サーベイメータ 個数 2 (予備1) 計測範囲 1.0μSv/h~300mSv/h 検出器 電離箱検出器</p> <p>(4) 小型船舶 台数 1 (予備1)</p> <p>(5) 可搬型気象観測設備 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量 個数 2 (予備1) 伝送方法 衛星電話回線</p>	<p>設備の相違 ・泊では、「d. 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」で使用する設備としてβ線サーベイメータも配備している。</p> <p>泊では最大積載量を記載していない。</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																												
	<p>3.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、可搬型であり、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1, 60-3-4)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、可搬型であり、屋内又は屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-2)</p> <p>小型船舶は、可搬型であり、屋外で使用する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における屋外の環境条件を考慮した設計とする。第3.17-2表に想定する環境条件を示す。また、海で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-3)</p> <p style="text-align: center;">第3.17-2表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="914 1346 1596 1734"> <thead> <tr> <th>考慮する外的事象</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	考慮する外的事象	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。	風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.17.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.17.2.1.3.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、緊急時対策所内に保管し、屋外に設置するため、重大事故等時における緊急時対策所内及び屋外の環境条件を考慮した設計とする。第2.17-2表に想定する環境条件と対応を示す。</p> <p style="text-align: center;">第2.17-2表 想定する環境条件</p> <table border="1" data-bbox="1662 1255 2398 1892"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等時に対処設備を設置（使用）・保管する場所に応じて、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>凍結、降水の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海で使用する重大事故等時に対処設備は、耐腐食性材料を使用する。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>・常設重大事故等時に対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 ・積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等時に対処設備を設置（使用）・保管する場所に応じて、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。	屋外の天候による影響	凍結、降水の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。	海水を通水する系統への影響	海で使用する重大事故等時に対処設備は、耐腐食性材料を使用する。	地震	可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。	風（台風）・積雪	・常設重大事故等時に対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 ・積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわれない設計とする。	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では保管場所についても合わせて記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では保管場所についても合わせて記載している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では保管場所についても合わせて記載している。
考慮する外的事象	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結防止対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	小型船舶は海上で使用するため、耐腐食性材料を使用する設計とする。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具により転倒防止措置を行う、又は人が携行し使用する。																														
風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等時に対処設備を設置（使用）・保管する場所に応じて、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。																														
屋外の天候による影響	凍結、降水の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海で使用する重大事故等時に対処設備は、耐腐食性材料を使用する。																														
地震	可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。																														
風（台風）・積雪	・常設重大事故等時に対処設備は、地震、風（台風）及び積雪の影響による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等時に対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとる。 ・積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なわれない設計とする。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、第3.17-3表に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備は、測定器本体と蓄電池の接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、車両等による運搬、移動ができ、人力による車両への積み込み等ができるとともに、設置場所において転倒防止措置が可能な設計とする。 (60-3-1, 60-3-4)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し、操作スイッチにより現場での起動・停止及び測定が可能な設計とする。</p> <p>また、人力により運搬、移動ができ、使用場所において人が携行し使用できる設計とする。 (60-3-2)</p> <p>小型船舶は、操作スイッチにより現場での起動・停止が可能な設計とする。また、車両により運搬、移動が可能で、使用場所である海上で航行できる設計とする。 (60-3-3)</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における操作が必要な対象機器について、第2.17-3表に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、接続をコネクタ接続とし、接続規格を統一することにより、確実に接続できる設計とする。付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>また、設置場所において、転倒防止措置が可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。 60条添付(2) 再掲</p> <p>放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、接続がなく単体で使用し付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。 60条添付(2)</p> <p>小型船舶は、容易に操縦ができ、車両等により屋外のアクセスルートを通行して、運搬、移動ができる設計とする。</p>	<p>記載順の相違による、同一文章の複数回の出現あり。</p> <p>記載箇所の相違 ・記載内容に相違なし</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																																																																																								
	<p style="text-align: center;">第3.17-3表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="923 302 1611 978"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可搬型モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">γ線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電離箱サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型船舶</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">代替気象観測設備</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第3.17-4表に示す。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作	γ線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	α線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	小型船舶	—	屋外	運搬・設置	起動・停止	屋外	スイッチ操作	代替気象観測設備	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	<p style="text-align: center;">第2.17-3表 操作対象機器</p> <table border="1" data-bbox="1673 296 2386 1251"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GM汚染サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">β線サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋内及び屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電離箱サーベイメータ</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型船舶</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>起動・停止</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">可搬型気象観測設備</td> <td>—</td> <td>屋外</td> <td>運搬・設置</td> </tr> <tr> <td>ケーブル接続</td> <td>屋外</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> <tr> <td>起動・停止及び測定</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>監視測定設備における試験及び検査について、第2.17-4表に示す。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	GM汚染サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	α線シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作	電離箱サーベイメータ	—	屋外	運搬・設置	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	小型船舶	—	屋外	運搬・設置	起動・停止	屋外	スイッチ操作	可搬型気象観測設備	—	屋外	運搬・設置	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																								
可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
γ線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
α線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
電離箱サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
小型船舶	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
代替気象観測設備	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法																																																																																																																																								
可搬型モニタリングポスト	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
可搬型ダスト・よう素サンプラ	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
GM汚染サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
α線シンチレーションサーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
β線サーベイメータ	—	屋内及び屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋内及び屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
電離箱サーベイメータ	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
小型船舶	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	起動・停止	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								
可搬型気象観測設備	—	屋外	運搬・設置																																																																																																																																								
	ケーブル接続	屋外	コネクタ接続																																																																																																																																								
	起動・停止及び測定	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポストは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）及び校正ができる設計とする。 (60-4-1)</p> <p>試料採取に使用する可搬型ダスト・よう素サンプラは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（流量の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-2)</p> <p>放射性物質の濃度の測定に使用するγ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ、放射線量の測定に使用する電離箱サーベイメータは、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、校正ができる設計とする。 (60-4-3～60-4-6)</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（動作の確認）及び外観の確認ができる設計とする。 (60-4-7)</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する代替気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中、機能・性能試験として、機能の確認（模擬入力による特性確認）及び校正ができる設計とする。 (60-4-8)</p>	<p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 60条添付(3)</p> <p>試料採取に使用する放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する可搬型モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ、放射性物質の濃度の測定に使用する放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 60条添付(3) 再掲</p> <p>海上モニタリングに使用する小型船舶は、発電用原子炉の運転中又は停止中、外観点検及び機能・性能の確認ができる設計とする。</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する可搬型気象観測設備は、発電用原子炉の運転中又は停止中、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は、データ伝送機能確認ができる設計とする。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではデータ伝送機能確認を可能な設計とする旨を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																																												
	<p style="text-align: center;">第3.17-4表 監視測定設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="923 258 1617 789"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>流量の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>α線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>線源による校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能試験</td> <td>動作の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>代替気象観測設備</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による特性の確認 測定器の校正</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p style="color: green;">監視測定設備は、本来の用途以外の用途として使用しない。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1~60-3-4)</p>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認	運転中又は停止中	γ線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	α線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認	運転中又は停止中	代替気象観測設備	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正	<p style="text-align: center;">第2.17-4表 監視測定設備の試験検査</p> <table border="1" data-bbox="1676 258 2389 1182"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>主要設備</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能・性能の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>β線サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>機能・性能試験</td> <td>校正用線源による機能・性能の確認 校正</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>小型船舶</td> <td>機能・性能試験</td> <td>機能・性能の確認 外観の確認</td> </tr> <tr> <td>運転中又は停止中</td> <td>可搬型気象観測設備</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬入力による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p style="color: green;">可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容	運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認	運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	機能・性能の確認 外観の確認	運転中又は停止中	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正	運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正	運転中又は停止中	α線シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正	運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正	運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正	運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	機能・性能の確認 外観の確認	運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能試験	模擬入力による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認	
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																												
運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	流量の確認 外観の確認																																																																												
運転中又は停止中	γ線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	α線サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	線源による校正																																																																												
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	動作の確認 外観の確認																																																																												
運転中又は停止中	代替気象観測設備	機能・性能試験	模擬入力による特性の確認 測定器の校正																																																																												
発電用原子炉の状態	主要設備	項目	内容																																																																												
運転中又は停止中	可搬型モニタリングポスト	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認																																																																												
運転中又は停止中	可搬型ダスト・よう素サンプラ	機能・性能試験	機能・性能の確認 外観の確認																																																																												
運転中又は停止中	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正																																																																												
運転中又は停止中	GM汚染サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正																																																																												
運転中又は停止中	α線シンチレーションサーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正																																																																												
運転中又は停止中	β線サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正																																																																												
運転中又は停止中	電離箱サーベイメータ	機能・性能試験	校正用線源による機能・性能の確認 校正																																																																												
運転中又は停止中	小型船舶	機能・性能試験	機能・性能の確認 外観の確認																																																																												
運転中又は停止中	可搬型気象観測設備	機能・性能試験	模擬入力による機能・性能の確認 校正 データ伝送機能の確認																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由																																																									
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する可搬型の監視測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能とし、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所について、第3.17-5表に示す。監視測定設備は、屋内及び屋外の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は使用することにより操作に支障がない設計とする。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p>第3.17-5表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="914 1453 1567 1705"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>γ線サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>β線サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>α線サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>代替気象観測設備</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外	γ線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	α線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外	小型船舶	屋外	屋外	代替気象観測設備	屋外	屋外	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ、小型船舶及び可搬型気象観測設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 小型船舶は、固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備として使用する監視測定設備の設置・操作場所について、第2.17-5表に示す。監視測定設備は、屋内及び屋外の放射線量が高くなるおそれが少ない場所に設置又は使用することにより操作に支障がない設計とする。</p> <p>第2.17-5表 操作対象機器設置場所</p> <table border="1" data-bbox="1685 1453 2398 1873"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>可搬型モニタリングポスト</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋内及び屋外</td></tr> <tr><td>GM汚染サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋内及び屋外</td></tr> <tr><td>α線シンチレーションサーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋内及び屋外</td></tr> <tr><td>β線サーベイメータ</td><td>屋内及び屋外</td><td>屋内及び屋外</td></tr> <tr><td>電離箱サーベイメータ</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>小型船舶</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> <tr><td>可搬型気象観測設備</td><td>屋外</td><td>屋外</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外	可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋外	屋外	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外	GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外	α線シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外	β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外	電離箱サーベイメータ	屋外	屋外	小型船舶	屋外	屋外	可搬型気象観測設備	屋外	屋外	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は屋外に設定する小型船舶について固縛する旨を記載している。
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外																																																										
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋内及び屋外	屋外																																																										
γ線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
α線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
電離箱サーベイメータ	屋内及び屋外	屋外																																																										
小型船舶	屋外	屋外																																																										
代替気象観測設備	屋外	屋外																																																										
機器名称	設置場所	操作場所																																																										
可搬型モニタリングポスト	屋外	屋外																																																										
可搬型ダスト・よう素サンプラ	屋外	屋外																																																										
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外																																																										
GM汚染サーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外																																																										
α線シンチレーションサーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外																																																										
β線サーベイメータ	屋内及び屋外	屋内及び屋外																																																										
電離箱サーベイメータ	屋外	屋外																																																										
小型船舶	屋外	屋外																																																										
可搬型気象観測設備	屋外	屋外																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>3.17.2.1.4 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10-1Gy/h）を満足する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、9台（モニタリングポストの代替として6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台）、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（$3.7 \times 10^{11} \text{Bq/cm}^3$）を満足する設計とする。</p>	<p>2.17.2.1.3.2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。 60条添付(4)</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。 60条添付(9)</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位における放射線量の測定が可能な個数として12個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計13個を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 60条添付(5) 再掲</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。 60条添付(4) 再掲</p>	<p>差異理由</p> <p>記載箇所の相違 ・移動先で比較</p> <p>設備設計の相違 具体的な数量は設計の相違による。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラの電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間試料を採取できる設計とする。 (60-5-2)</p> <p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(3.7×10¹¹Bq/cm³)を満足する設計とする。</p> <p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。 60条添付(7)</p> <p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各2台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1台の合計各3台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。 60条添付(7) 再掲</p>	<p>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各3個を保管する設計とする。 60条添付(6)</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 60条添付(5) 再掲</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。 60条添付(4) 再掲</p> <p>放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ）は、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各3個を保管する設計とする。 60条添付(6) 再掲</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。 60条添付(8) 再掲</p>	<p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では放射能測定装置は前段落に記載している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-3, 60-5-4, 60-5-6)</p> <p>α線サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(3.7×10¹Bq/cm³)を満足する設計とする。</p> <p>α線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を、緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>α線サーベイメータの電源は、乾電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-5)</p>	<p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 60条添付(5) 再掲</p> <p>発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満足する設計とする。 60条添付(4) 再掲</p> <p>放射能測定装置（α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）は、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として各1個の合計各2個を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 60条添付(5) 再掲</p> <p>電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において放射線量を測定し得る十分な個数として2個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。 60条添付(8)</p>	<p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載方針の相違 ・泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。</p> <p>記載箇所の相違 ・泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。</p> <p>記載箇所の相違 ・移動して比較した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な艇数として1艇、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1艇の合計2艇を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行うために必要な測定装置等及び要員を積載できる設計とする。 (60-5-7)</p> <p>代替気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める観測項目等を測定できる設計とする。</p> <p>代替気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失しても代替し得る台数として1台、故障時又は保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を第2保管エリア及び第4保管エリアに保管する設計とする。</p> <p>代替気象観測設備の電源は、蓄電池を使用し、予備品と交換することで、必要な期間測定できる設計とする。 (60-5-8)</p>	<p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な台数として1台使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する設計とする。また、小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目を測定できる設計とする。 60条添付(9) 再掲</p> <p>可搬型気象観測設備は、気象観測設備が機能喪失した場合及び発電用原子炉施設から放出されるプルームの通過方向を確認する場合に、風向、風速その他の気象条件の測定を行うために必要な個数として各1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個の合計3個を保管する設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備の電源は、充電池又は乾電池を使用し、予備と交換することで、重大事故等時の必要な期間測定できる設計とする。 60条添付(5)</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。 <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のプルーム通過方向把握用にも設置する。 上記に伴い配備数も異なる。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では「容量」としては保管場所の記載は行っていない。 <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では複数の設備をまとめて記載しており、女川では設備を分けて記載している場合、泊の記載を再掲しそれぞれで比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-3-1~60-3-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。 (60-3-1~60-3-4)</p>	<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、常設設備と接続しない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外において放射線量が高くなるおそれが少ない場所で設置及び操作が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-3-1~60-3-4)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、屋内及び屋外で設置及び操作する。屋内及び屋外において放射線量が高くなるおそれが少ない場所で設置及び操作が可能な設計とする。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、共通要因を考慮する常設重大事故等対処設備はないが、以下について考慮した設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポストと異なる場所の第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-2)</p> <p>α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管する設計とする。</p> <p>(60-6-2)</p> <p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-3)</p> <p>代替気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の第2保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(60-6-4)</p>	<p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放射能測定装置は、屋外の放射能観測車と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型気象観測設備は、屋外の気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている <p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な配備場所の相違 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの設備については共通要因を考慮すべき設備がないため、泊では「位置的分散」としては記載しない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの設備については共通要因を考慮すべき設備がないため、泊では「位置的分散」としては記載しない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている <p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な配備場所の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。 60条添付(10)</p> <p>可搬型重大事故等対処設備として使用する監視測定設備は、保管場所から設置・使用場所まで、車両等によりアクセスルートを通行し、運搬できる設計とする。 60条添付(10) 再掲</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び代替気象観測設備の配備場所については、原則モニタリングポスト及び気象観測設備位置とするが、モニタリングポスト及び気象観測設備への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上に設置する。 その後、移動ルートが通行できる状況になった場合は、順次モニタリングポスト及び気象観測設備位置に設置していくこととする。 (60-7-1～60-7-3)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポスト、放射能測定装置、電離箱サーベイメータ及び可搬型気象観測設備は、屋外のアクセスルートを通行して、人力による運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>小型船舶は、車両等により屋外のアクセスルートを通行して、運搬、移動ができる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、各モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに気象観測設備露場に隣接した位置に設置することを原則とする。 また、車等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、小型船舶については「車両等」、それ以外は「人力」という書き分けを行っている。 <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでは「アクセスルート上に設置する」とは表現しておらず、アクセス可能な場所まで運搬することとしている。「60-7 アクセスルート図」にて原則設置する箇所に設置できない場合の設置箇所を示しており、その場所としてはアクセスルート上を選定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備であるモニタリングポストと異なる場所の第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-1)</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である放射能観測車と異なる場所の緊急時対策建屋に保管することで、位置的分散を図る設計とする。 (60-6-2)</p> <p>α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋に保管する設計とする。 (60-6-3)</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、屋外のモニタリングポスト及びモニタリングステーションと異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>放射能測定装置は、屋外の放射能観測車と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違 ・43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている</p> <p>設備設計の相違 ・具体的な配備場所の相違</p> <p>記載方針の相違 ・43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている</p> <p>記載方針の相違 ・これらの設備については共通要因を考慮すべき設備がないため、泊では「位置的分散」としては記載しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	差異理由
	<p>小型船舶は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、第1保管エリア及び第4保管エリアに保管することで位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-6-3)</p> <p>代替気象観測設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、対応する設計基準事故対処設備である気象観測設備と異なる場所の第2保管エリア及び第4保管エリアに保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(60-6-4)</p>	<p>可搬型気象観測設備は、屋外の気象観測設備と異なる場所で、かつ耐震性を有する緊急時対策所内に保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの設備については共通要因を考慮すべき設備がないため、泊では「位置的分散」としては記載しない。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 43条では共通的に記載している表現なので、ここでの個別説明部には記載しないこととしている <p>設備設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な配備場所の相違

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
 - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
 - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
 - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{*1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例

- 大飯3/4号炉
- 女川2号炉
- それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式	
		比較対象	選定理由			
プラント D B	内部火災（第8条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	監視設備（第31条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	通信連絡設備（第35条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
プラント S A 設備・技術的能力 S A 共通	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 上段：設備まとめ資料 下段：技術的能力まとめ資料 </div> 1.0 43条 共通（1.0.2（保管アクセス）以外）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4 4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	1.19 62条 通信連絡	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
		概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-治-大飯
	火災（第41条）	概ね説明済み	大飯3/4号炉	系統構成の類似等	女川2号炉	女川-治-大飯
	技術的能力（添付書類五）	-	女川2号炉	BWRの方が記載内容が充実しているため	大飯3/4号炉	女川-治-大飯
	品証（添付書類十一）	-	島根2号炉	最新審査実績のため	島根2号炉	島根

比較対象プラント選定の詳細 (SA 条文)

【60条：監視測定】

項目		内容
基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、屋外の可搬型モニタリングポスト設置など原子炉施設の炉型特有の差異が少ないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の既許可プラントである女川2号炉を比較対象として選定する。
先行審査知見を反映するために比較するプラント	プラント名	女川2号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、記載内容が充足していることを確認した。</p> <p>② 資料構成の比較*：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。</p> <p>[事例] 添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）</p> <p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。</p> <p>② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>
	(当該方法の選定理由)	

※ 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

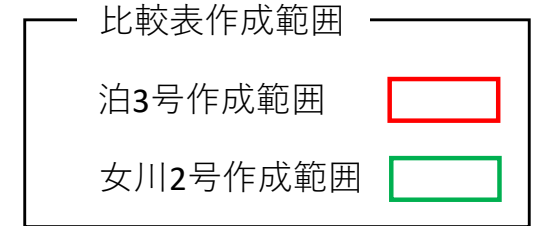
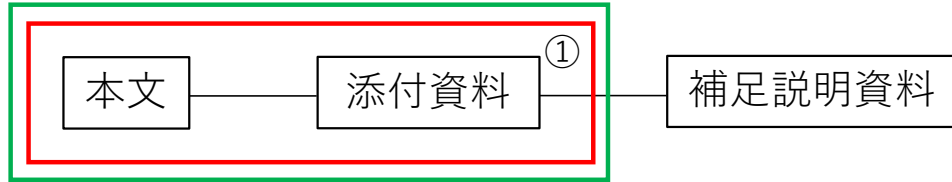
【凡例】 ○：記載あり
 ×：記載なし
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載
 △：他条文の資料などに記載

60条 監視測定設備

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料						
3.17 監視測定設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する(追而リストに記載済み)	
3.17.1 設置許可基準原60条への適合方針		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する(追而リストに記載済み)	
3.17.2 重大事故等対処設備		×→○	×→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する(追而リストに記載済み)	
補足説明資料	補足説明資料					
60-1 SA設備基準適合性一覧表	60-1 SA 設備基準適合性一覧表	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。 補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。
60-2 半線結線図	60-4 半線結線図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	
60-3 配置図	60-2 配置図	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	
60-4 試験及び検査	60-3 試験・検査説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	
60-5 容量設定根拠	60-5 容量設定根拠	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	
60-6 保管場所図		(○)	×	可搬設備の保管場所も含めて60-2配置図に記載している。	他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	
60-7 アクセスルート図	60-7 アクセスルート図	×→○	×		技術的能力1.17で考え方を示していたが、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する。	
60-8 監視測定設備について	60-6 適合状況説明資料	△→○	×		他条文の読み込み→当該条文で書き下し(追而リストに記載済み)	

泊3号炉 比較表の作成範囲

60条、62条



※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料に関しては、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	比較表を作成していない理由
添付資料	基準適合性を確認する上で必要となる個別設備の設計方針をまとめた資料	
補足説明資料	配置図、試験・検査、系統図等を説明した資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。